

1 農業基本計画策定の趣旨

我が国では、農業従事者の高齢化や担い手不足、安価な外国産農作物との競合等により、食料自給率が低下し、農業を取り巻く環境は刻々と厳しさを増しています。このため、農地の集約化による生産性の向上や、農家が生産だけでなく農産物の加工・販売を行う「農業の6次産業化」の促進、農産物の直売等による地産地消の推進を図るとともに、担い手農家の育成・支援が進められており、農業経営を成り立たせるための施策が総合的に展開されています。

一方で、農地は、人間の生命維持に欠かすことのできない食料供給の場という重要な役割を果たしていることに加え、災害に対する国土の保全や自然環境の保全、豊かな田園風景の創出等の多面的機能を有しており、私たちの暮らしに大きな恵みをもたらしています。

東郷町は、緑美しい自然に恵まれたまちです。本町では、平成23年3月に「人とまちみんな元気な 環境都市」を目指して「第5次東郷町総合計画」を策定しました。その中で、農業を含め、「産業が活性化し、快適でいつまでも住み続けたいまち」を目指すことを1つの目標に掲げ、地産地消の推進や担い手農家の育成、生きがい農業の推進等、農業の活性化に向けた施策を進めることとしています。

『企業の農業参入』や『とうごう農学校』の運営を促進する等の施策のほか、新鮮で安全・安心な農産物を求める消費者ニーズに応え、『東郷軽トラ市』により消費者と生産者の「顔が見える関係」の構築を図る等様々な施策を展開していますが、農業の担い手の高齢化や不足、農業所得の減少等といった問題が全国的に一層深刻なものとなっており、本町も例外ではない状況です。

このような厳しい社会情勢の中で、農業が抱える課題に向き合っていくためには、新規就農を促し、若い生産者と消費者が支え合い、農業の生産性を高め、共に育んでいくことが必要です。

こうした理念のもと、東郷町農業基本計画は、本町のかけがえのない財産である農業を次の世代に確実に引き継ぎ、農業の再生・活性化を図るとともに、快適でいつまでも住み続けたいまちの実現に向けた「大きな道標」とするものです。



2 計画の位置付け

本計画は、「人とまち みんな元気な 環境都市」を将来都市像とする「第5次東郷町総合計画」を上位計画とし、国の「食料・農業・農村基本計画」、愛知県の「食と緑の基本計画2015」を踏まえるとともに、本町の諸計画との整合を図り、「地産地消による農業の活性化」を総合的に推進する基本計画として位置付けるものです。

3 計画の期間

東郷町農業基本計画の計画期間は平成25年度から34年度までの10年間とします。

農業を取り巻く諸情勢の変化に対応するため、平成29年度までの5年間を前期、平成30年度からの5年間を後期とし、前期5年が経過後、農業情勢等の変化を踏まえ、前期基本計画で検討を行う事項として積み残された問題等を整理し、必要に応じて施策、計画の見直しをPDCAサイクルの考え方により行います。